

法令名	文化財保護法〔昭和25. 5. 30. 法律第214号 改正平成30. 6. 8. 法律第42号〕
制度の趣旨	文化財を保護し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資する。
対象	(1) 有形文化財のうち、とくに建造物（文化財保護法第2条第1号） (2) 民俗文化財のうち、とくに家屋などの有形民俗文化財（同第3号） (3) 記念物（同第4号） (4) 文化的景観（同第5号） (5) 伝統的建造物群（同第6号） (6) 埋蔵文化財包蔵地
規制等の内容	<p>手続方法及び規制</p> <p>(1) 有形文化財関係  ア 呼称  文化財保護法（以下 法）第27条の規定により指定したものを「重要文化財」と呼び、このうち特に価値の高いものを「国宝」と呼ぶ。（第27条第2項）  イ 手続方法  重要文化財（国宝を含む。以下同じ）について、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けること。（法第43条）</p> <p>(2) 有形民俗文化財関係  ア 呼称  法第78条の規定により指定したものを「重要有形民俗文化財」と呼ぶ。  イ 手続方法  重要有形民俗文化財について、その現状を変更し、若しくはその現状に影響を及ぼす行為をしようとするときは、20日前までに文化庁長官に届け出ること。（法第81条）</p> <p>(3) 記念物関係  ア 呼称  法第109条の規定により指定したものを「史跡名勝天然記念物」と呼び、このうち特に重要なものを「特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物」と呼ぶ。（同第2項）  イ 手続方法  国指定史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む）の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けること。（法第125条）</p> <p>(4) 文化的景観関係  ア 呼称  法第134条の規定により、都道府県又は市町村が定める景観法に基づく景観計画区域又は景観地区にある文化的景観のうち、特に重要なものとして選定されたものを「重要文化的景観」と呼ぶ。  イ 手続方法  （ア）重要文化的景観の保存に関し、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。（法第137条）  （イ）重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、30日前までに文化庁長官に届け出ること。（法第139条）</p> <p>(5) 伝統的建造物群保存地区関係  ア 呼称  法第142条の規定により市町村が定めた地区を「伝統的建造物群保存地区」と呼び、このうち我が国にとって特に価値の高いものとして国が選定したものを「重要伝統的建造物群保存地区」と呼ぶ。（法第144条）  イ 手続方法  （ア）伝統的建造物群保存地区の保存に関し、文化庁長官又は都道府県の長は、市町村に必要な指導又は助言をすることができる。（法第143条第5項）  （イ）地区の決定、若しくは取消し、又は条例の制定若しくはその改廃を行った場合は文化庁長官に報告しなければならない。（法第143条第4項）</p> <p>(6) 埋蔵文化財関係  ア 呼称  （ア）土地に埋蔵されている文化財を「埋蔵文化財」という。  （イ）貝塚、古墳、その他埋蔵文化財を包蔵する土地（一般的に遺跡という）として周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。これらは貝塚、古墳等外形的に判断しうるもののほか、伝説、口伝、遺物の出土等によりその地域社会において認められているものをいい、これらの土地の多くは遺跡分布調査などにより、その所在が確認され、遺跡台帳（目録）遺跡地図等に登載されている。</p>

<p>規制等の内容</p>	<p>イ 手続方法</p> <p>(1) 土木工事その他埋蔵文化財調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって発掘に着手する60日前までに徳島県知事に届出ること。(法第93条)</li> <li>・届出にあたっては地元市町村教育委員会とよく連絡協議すること。</li> </ul> <p>(2) 埋蔵文化財を発見した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺失物法が適用され、発見者は発見の日から7日以内に発見場所の所轄警察署長に差出すこと。(法第108条、遺失物法)</li> <li>・出土品が多量もしくは重いものである場合、又は学術的な整理、研究の必要がある場合、警察署に「埋蔵文化財発見届」を提出し、これをもって現品差出しとしての便宜を受けることができる。(ときには別に「保管請証」の提出を求められることがある)(昭26通達)</li> <li>・県において学術上の分類、整理などのための必要を認めた場合には、発見者はその負担と責任において学校、博物館、研究所など、又は適当な場所で一時保管することができる。この際「埋蔵文化財保管証」を知事へ提出する。(昭26通達)</li> <li>・発掘によって埋蔵文化財を発見した場合のほか偶然に発見した場合も同じ扱いである。</li> <li>・届出にあたっては市町村教育委員会と連絡協議すること。</li> </ul>
<p>許可等の基準</p>	<p>(1) 許可基準</p> <p>ア 現状変更等の行為が文化財の保存に著しく影響を及ぼさないものであること。</p> <p>イ 許可を与える場合は、その条件として当該行為に関し、必要な指示をすることができること。(法第43条第3項、第125条第3項)</p> <p>(2) 届出の取扱</p> <p>ア 調査等の発掘が、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、必要な事項を指示し、又は当該発掘を禁止、停止もしくは中止を命ずることができること。(法第92条)</p> <p>イ 遺跡の発見に係る届出があった場合において、その遺跡が重要かつ調査を必要な場合は、期間(3ヶ月以内)及び区域を定めて、土地所有者等に現状変更等の行為を停止又は、禁止することができる。(法第96条)</p>
<p>許可等の手続</p>	<p>(1) 許可の場合</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR     A[行為者] -- 申請 --&gt; B[市町村教育委員会]     B --&gt; C[徳島県]     C --&gt; D[文化庁許可]     D --&gt; C     C --&gt; B     B --&gt; A </pre> </div> <p>(2) 届出の場合 許可申請と同じ</p>
<p>照 会 先</p>	<p>県民環境部スポーツ・文化局文化資源活用課 (088-621-3161)</p>